

一宮小学校増築工事に関する

「議案第五十号工事請負契約」は多数決で可決

本会議初日の九月四日（月）に上程された議案第五十号は総務文教委員会に付託された後、委員長報告に対する反対討論を末永弘之議員が行い、その後、採決の結果、賛成多数で可決されました。

一宮小学校児童増加に対応すべく増築工事を行うものですが、設計事務の遅れや公募型指名競争入札のため時間がかかった事、先に談合情報のあった下水道工事の件の整理に時間がかかった事などの理由により急いで契約が必要とされたものです。

この入札についても談合情報があったのだから、信憑性の確認・調査をすべきではないか、また市長の後援会長がしている会社が落札したのは不自然であり、本来なら、余裕をもっての入札・契約をとる意見など出されましたが、建築が遅れると教育現場に影響が大きい。談合情報マニュアルの新しいルール作りで公正・公明な入札・契約のあり方を研究してもらいたいとの要望をし賛成多数で原案のとおり可決しました。

本会議質問の要旨

久永 ↓談合情報に調査もしない、落札した企業は、市長の後援会会長の会社、市民が「公正取引委員会」へ告発した、津山市のルールでは八社以上と決めているが四社で入札しているのはおかしい。談合をやりやすくしているのではないか。

答弁 ↓公正取引委員会の事は承知していないことである。社会的に問題視されている業者を入札に参加させないということは間違っているとは思わない。後援会の件については、ルールに基づいて措置されることであり、それ以外のことはお答えできない。

田中 ↓かつて応募が少ない場合は、追加しての業者募集をした経過があり、今回の四社だけ行ったというのは不自然である。駄目な業者は駄目だと入札からはずすなどのルール作りが必要ではないか。

答弁 ↓市民や議員の不信を買わないようにルールを見直したい。

市議会議員の定数は三十二人に決定

市議会の懸案事項でありました「津山市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が二十六日に議員発議として提案され、賛成多数で決定しました。現在は、「合併特例法」の適用により、議員定数は三十五人となっておりますが、法定数は三十四人です。しかし、正式な条例は左記のとおりであり、議決された「条例」を参考に記述しておきます。

『津山市議会議員定数条例（昭和二十六年津山市条例第一五八号）の一部を次のように改正する。』

本則中「二十八人」を「三十二人」に改める。
付則、この条例は、次の一般選挙から施行する。』

【解説】 条例中二十八人とあるのは、合併前の「旧津山市の条例」の数値です。「合併特例法」の適用により条例「変更」しないままでした。

九月議会で同意した人事案件

九月議会には、左記の二件の人事案件への同意が求められましたが、全員一致で同意されました。

公平委員会委員の選任について

津山市野村六六〇番地

松田孝信

人権擁護委員候補者の推薦について

津山市南方中一〇九六番地五

重松丈雄

前回の記載について、「記載内容が不明」と、ご指摘をいただきました。紹介の「あり方」を訂正します。よろしくお願いをします。